

# 要 望 書

(平成 25 年度県予算並びに施策に関する要望)

広 島 県 市 長 会

広 島 県 町 村 会



# 要 望

平成 25 年度予算編成にあたり、特に次の事項について格別の御配慮を賜りますよう、強く要望いたします。

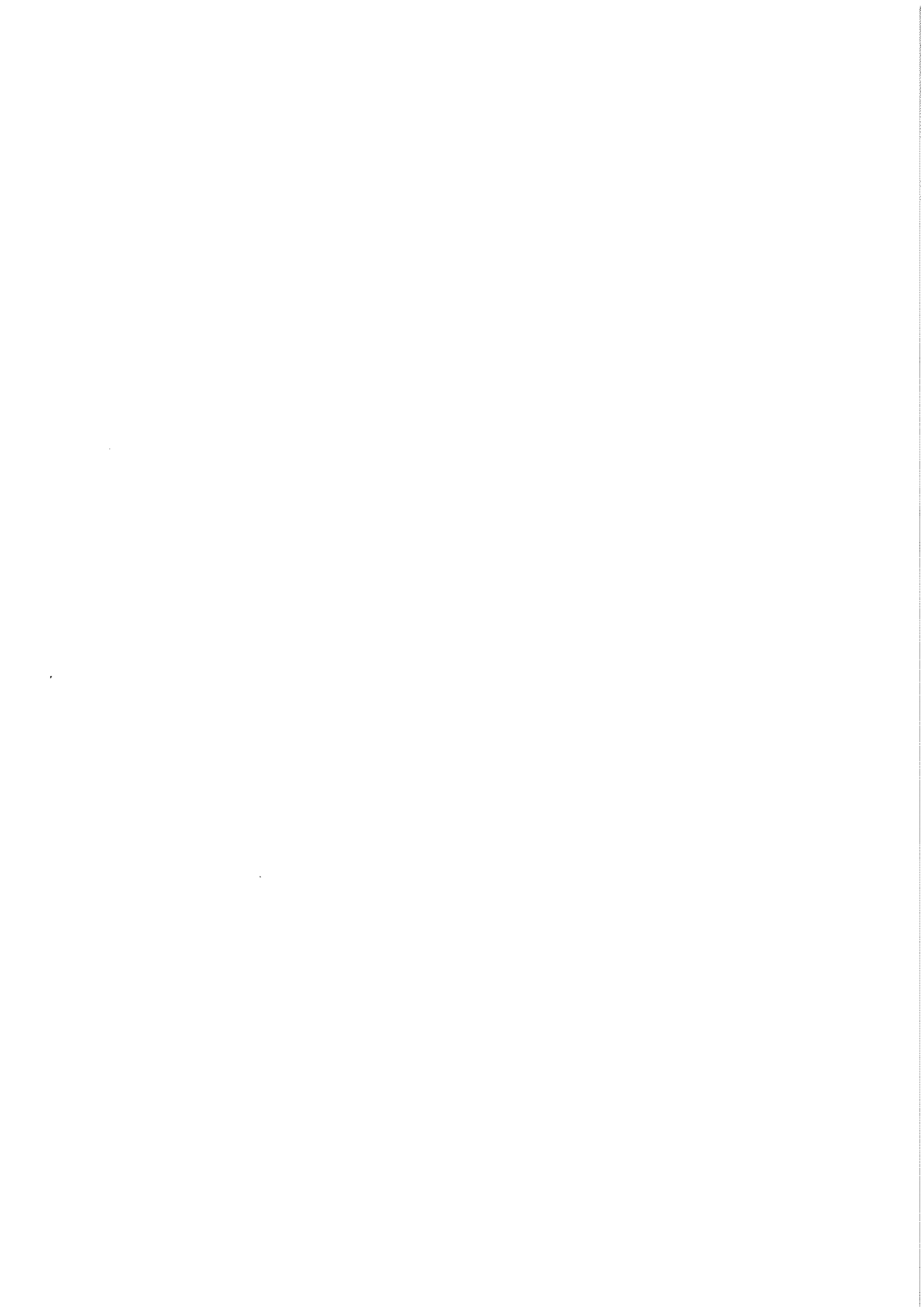
平成 24 年 10 月 24 日

広島県市長会

会長 松 井 一 實

広島県町村会

会長 吉 田 隆 行



# 目 次

|                      |    |
|----------------------|----|
| 重点要望事項 .....         | 1  |
| 一般要望事項（広島県市長会） ..... | 3  |
| 一般要望事項（広島県町村会） ..... | 13 |

## 重点要望事項

### 1 地域交通対策について

- (1) 地域住民の生活に必要不可欠であり、最も身近な交通機関である地方バス路線、コミュニティバス路線に対し、安定的に維持できるよう、恒久的な支援措置を講じること。
- (2) 島嶼部住民の生活に欠くことのできない交通手段である生活航路の安定的な維持・確保に向けて、航路の実情に応じた一層の積極的かつ恒久的な支援措置を講じること。

### 2 防災対策について

- (1) 近年の集中豪雨等による災害を未然に防止するため、急傾斜地崩壊対策事業や砂防事業の積極的な推進を図ること。
- (2) 家屋や農地への浸水が繰り返されている河川については、積極的な河川整備事業を推進するとともに、堆積土砂により環境が悪化している河川については、浚渫等の河川維持事業を推進すること。
- (3) 高潮による浸水被害が繰り返されている海岸については、海岸高潮対策事業の積極的な推進を図ること。
- (4) 山地災害から住民の生命・財産などを守るとともに、森林を保全して豊かな水源のかん養、生活環境の保全・形成などを図るため、治山事業の積極的な推進を図ること。
- (5) 大規模災害が発生した際に、物資の緊急輸送及び、緊急避難などの機能を確保するため、耐震強化岸壁や浮棧橋などの防災拠点の整備を推進すること。

### 3 鳥獣被害防止対策について

県内における鳥獣被害の深刻化・広域化している状況を踏まえ、鳥獣被害防止総合対策交付金事業の継続について国に対し働きかけを行うとともに、県においても支援策を講じること。

### 4 特別支援教育対策について

近年、障がいのある児童・生徒の障がいの重度化、多様化が進むとともに、通常の学級においても常時介助を行う必要がある児童生徒が増加していることに鑑み、各学校の実情に応じたきめ細かい支援教育が実施できるよう、教職員の加配や学級編制基準の見直し等、機動的かつ弾力的な支援策を講じること。





## 一般要望事項（広島県市長会）

- 1 地域交通対策の推進について ..... 3
- 2 保健福祉行政の充実強化について ..... 4
- 3 生活環境の整備促進について ..... 5
- 4 教育行政の充実強化について ..... 6
- 5 道路等の整備推進について ..... 8
- 6 防災対策の推進について ..... 10
- 7 地域産業・経済の振興について ..... 11

## 1 地域交通対策の推進について

地域住民の生活を支える交通体系を維持・確保するため、次の事項について措置されるよう要望する。

- 1 地域住民の生活に必要不可欠であり、最も身近な交通機関である地方バス路線、コミュニティバス路線に対し、安定的に維持できるよう、恒久的な支援措置を講じること。
- 2 島嶼部住民の生活に欠くことのできない交通手段である生活航路の安定的な維持・確保に向けて、航路の実情に応じた一層の積極的かつ恒常的な支援策を講じること。

## 2 保健福祉行政の充実強化について

保健福祉行政の一層の充実を図るため、次の事項について措置されるよう要望する。

- 1 福祉医療費公費負担事業費補助金制度における、乳幼児医療費公費負担事業に加え、小学生を助成対象者とした医療費助成制度の創設すること。
- 2 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の言語習得、教育等における健全な発達を支援するために、補聴器購入費用の助成制度を創設すること。
- 3 精神障がい者の福祉の向上を図る観点から、身体障がい者、知的障がい者と同様に、精神障がい者を重度心身障害者医療費助成の対象者とする事。

また、65歳から74歳の本制度対象者（療育手帳⑤所持者を除く）については、後期高齢者医療制度への加入が任意であるにもかかわらず、県補助金の算定上、これに加入しているものとして、医療費の一律1割相当額が補助基本額に算入されることになっている。このため、これを加入する医療保険の自己負担割合に応じた算出方法に改めること。

- 4 ひとり親家庭等に対する医療費の助成については、ひとり親家庭等の経済状況等を考慮し、所得制限額を所得税非課税から児童扶養手当の所得制限額まで緩和すること。

また、現行の所得税額による判定方法では、税制改正の都度、所得税控除額等が変更されることにより、実務的に煩雑になることから、所得制限については、所得税額から所得額（又は市町村民税）に改めること。

### 3 生活環境の整備促進について

生活環境の整備促進を図るため、次の事項について措置されるよう要望する。

- 1 飼い犬の所有者のマナー、野良犬・野良猫の駆除等に関する苦情については、広島市、福山市、呉市を除き、県が県域全般を包括して対応しているが、増加する苦情相談等への迅速な対応が困難な状況であり、この対応の遅滞等に関する市民からの市への苦情が急増しているため、各市との連携による対応も含め、県が主体となって迅速かつ柔軟に対応できる体制を構築すること。

## 4 教育行政の充実強化について

教育行政の充実強化を図るため、次の事項について措置されるよう要望する。

- 1 社会の変化や要請に対応し、特色ある学校づくりを進め、きめ細かで長期的展望に立った生徒指導や個に応じた学習指導の工夫改善を目的とする教員の加配措置の充実を図るとともに、第8次公立義務教育諸学校の教職員定数改善計画の実行を国に対して働きかけること。
- 2 小学校1・2年生における30人学級や、中学校における複数教員指導体制の充実を図ること。
- 3 いじめ、不登校、暴力行為、授業妨害など児童生徒の問題傾向が顕著な小・中学校において、組織的な生徒指導体制の確立を図り、よりきめ細かな指導を充実するための教職員の加配や非常勤講師の措置などを拡充すること。
- 4 学校における食育の推進を図るため、栄養教諭の配置を拡充すること。
- 5 障害のある児童生徒の教育の充実を図るため、地域や学校、児童生徒の実態に応じた、県費による教職員の加配や非常勤講師の活用など、機動的・弾力的な教職員配置を行えるよう必要な措置を講じること。
- 6 障害のある児童生徒に適切な指導及び必要な支援を行うため、特別支援学級について1名の児童生徒でも新規の編制が行えるよう、学級編制基準の見直しを行うこと。

- 7 私立学校への運営費の助成制度について、保護者の負担の軽減と教育条件の整備向上のため、制度の拡充を図ること。
- 8 学校統合に伴う遠距離通学支援事業の円滑な実施を図るため、「小中学校教育環境充実支援事業」を、学校統合後5年間から期間制限無しに延長すること。

## 5 道路等の整備推進について

道路等の整備推進を図るため、次の事項について措置されるよう要望する。

1 合併した市町の各地域を結ぶ合併支援道路は、市民生活や地域経済活動の根幹を成す道路網であることから早期に整備すること。

また、道路環境の整備という観点から、主要な国県道の歩道未設置区間を早期に改良し、交通安全施設の整備に積極的に取り組むこと。

2 交通安全の推進のため、信号機を大幅に増やすとともに、視覚障害者用信号機や高齢者等感応式信号機、歩車分離式信号機の整備を推進すること。

3 橋梁の長寿命化対策として、アセットマネジメントを導入し、計画的に橋梁の補修又は架け替えができるよう、財政的・技術的支援を拡充すること。

4 島嶼部の生活基盤である農道橋や広域農道上にあるトンネルなどの農業用施設が、恒常的にその機能を果たすための保全計画策定、改修工事の実施等、施設の長寿命化を図るための事業を強力に推進すること。

5 移譲された県道の道路改築業務及び維持修繕業務等については、単県事業であることから、繰越はできないこととなっているが、繰越をせざるを得ない事由が発生した場合は、次年度繰越もしくは施越が可能とすること。

- 6 広島県沿岸全地域における放置艇係留保管計画を策定し放置艇対策の取り組みを推進すること。
  
- 7 観光振興を図るため、観光客の受け入れ施設など観光・交流の拠点となる港湾機能の充実・強化を推進すること。



## 6 防災対策の推進について

防災対策の推進を図るため、次の事項について措置されるよう要望する。

- 1 がけ崩れから住民の生命・財産を守り、国土を保全して豊かで潤いのある地域づくりを促進するため、急傾斜地崩壊対策事業について財政措置の拡充を図り、積極的に事業を推進すること。
- 2 山地災害から住民の生命・財産などを守るとともに、森林を保全して豊かな水源のかん養、生活環境の保全・形成などを図るため、治山事業について財政措置の拡充を図り、積極的に事業を推進すること。
- 3 土石流等の土砂災害から住民の生命・財産を守り、国土を保全して豊かで住みよい地域づくりを促進するため、砂防事業を積極的に推進すること。
- 4 河川整備事業並びに河川維持事業を積極的に推進すること。
- 5 海岸保全施設整備事業等の海岸高潮対策事業を積極的に推進すること。
- 6 大規模災害が発生した際に、物資の緊急輸送及び、緊急避難などの機能を確保するため、耐震強化岸壁や浮棧橋などの防災拠点の整備を推進すること。

## 7 地域産業・経済の振興について

地域産業・経済の振興を図るため、次の事項について措置されるよう要望する。

- 1 県内における鳥獣被害の深刻化・広域化している状況を踏まえ、鳥獣被害防止総合対策交付金の継続・拡充を国に対し働きかけるとともに、県においても広域的な連携による取組に対し、積極的な関わりや指導を講じるなど鳥獣被害防止対策を強化するため、積極的な支援策を講じること。
- 2 農村整備事業については、集落法人、農業参入企業、認定農業者を重点的に実施するという「担い手要件」を緩和すること。
- 3 広島県栽培漁業センターの種苗生産にかかる県費負担の増額について配慮すること。
- 4 持続的な農業生産活動を維持するため、農地・水保全管理支払交付金の拡充を国に対し働きかけるとともに、農地・農業用施設等の保全活動である共同活動における新規取組組織の支援単価を基本単価（田：4,400 円／10 a、畑：2,800 円／10 a）に戻し、長寿命化対策の向上活動に対応できる本事業予算の拡充を図ること。
- 5 広島県内の市町は、広島県建設事業負担金を広島県建設事業負担金条例(昭和 36 年条例第 12 号)に基づき事業種別毎の負担割合により負担している。

この負担金については、地方財政法第 27 条第 2 項の趣旨及び行政実例(昭和 31 年 10 月 22 日自庁行発第 106 号)を踏まえ、毎年度市町の意見を聞いたうえで、事業種別毎に市町の負担額を議決するよう見直しを図ること。

また、国において、国直轄事業負担金の廃止に向けた検討が行われていることを踏まえ、広島県においても広島県建設事業負担金のあり方等について検討を行うこと。



## 一般要望事項（広島県町村会）

- 1 地域主権改革の推進・町財政基盤の強化について…………… 13
- 2 保健福祉行政の充実強化について…………… 14
- 3 生活環境の整備促進について…………… 18
- 4 教育行政の充実強化について…………… 21
- 5 道路等の整備促進について…………… 23
- 6 防災施策の推進について…………… 25
- 7 地域産業等の振興について…………… 26
- 8 観光振興施策の推進について…………… 27
- 9 新たなエネルギー施策の推進について…………… 28

## 1 地域主権改革の推進・町財政基盤の強化について

地域主権改革の推進及び、町財政基盤の強化を図るため、下記の事項について積極的に取り組むこと。

1 県と市町が「対等なパートナー」として施策に当たる地域主権型社会を実現するため、改めて道州制など自治体広域化の議論に対する県の立場や役割を明確にし、県と市町が連携して施策に取り組めるような体制を早期に確立すること。

2 地方財政の安定的な運営を確立するため、地方が担う事務と責任に見合う税財源を移譲するよう、国へ強く働きかけること。

3 市町村向けの「地域自主戦略交付金」の導入にあたっては、地域自主戦略交付金化の対象となる補助金・交付金等の額と同額以上を確保することはもとより、地方交付税の減額に結びつかないよう国に強く働きかけること。

また、地域自主戦略交付金の導入及び社会保障と税の一体改革に伴う地方消費税・地方交付税制度の見直し等に関する情報については、的確かつ迅速に提供するよう国に働きかけること。

4 福祉事務所の事務権限移譲に伴う財源措置については、特別交付税による措置となっているが、より安定的な財源として、普通交付税による措置とするよう、強く国に働きかけること。

また、不交付団体となった場合は、交付税に代わる財源措置を行うこと。

5 合併市町への普通交付税合併算定替について、縮減段階が迫っていることから、合併市町の意見集約等を行ったうえで、今後の市町のあり方・財政措置等について検討すること。

## 2 保健福祉行政の充実強化について

地域住民の保健・福祉の増進を図るため、下記の事項について積極的かつ適切な措置を講じること。

### 1 少子化対策の促進

- (1) 平成 24 年度末まで補助事業として延長された妊婦健康診査支援事業について、平成 25 年度以降も継続実施するよう予算措置を含めて国に働きかけること。
- (2) 母子保健法第 13 条における妊婦健康診査の義務化について国に働きかけること。
- (3) 乳幼児医療費助成制度について、県補助金の交付対象範囲を小学校 6 年生までとするとともに、所得制限について、加入年金制度による差をなくし、被用者年金制度加入者の制限に統一すること。また、国に対しても、乳幼児医療補助制度を早急に創設するよう強く要望すること。
- (4) 平成 24 年度までとなっている国の子育て支援対策臨時特例交付金に代わる同様の交付金の創出を強く国に働きかけるとともに、県の安心こども基金に県独自の積み増しを行い、子どもや家庭への支援を継続すること。

### 2 地域医療確保対策の推進

- (1) 地域の医療に必要な人数の医師、看護師を確保するため、医師の派遣や看護師の待遇改善措置に対する補助金を創設する等、地域の現状に即した柔軟な支援策を策定すること。また、特に入院施設の少ない中山間地域の医療スタッフが不足しないような体制作りを国の責任で行うよう強く働きかけること。

(2) 予防接種事業に係る次の事項について、国に働きかけるとともに県においても応分の負担をすること。

ア 平成 25 年 4 月から定期予防接種の対象とする方向で調整がされている子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチンの早期実現とその財政支援を行うこと。なお、財源については、現行の「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金」の基金負担分を継続すること。

イ 水痘、おたふくかぜ、B型肝炎、成人用肺炎球菌などのワクチンの早期定期予防接種化とその財政支援を行うこと。

ウ 平成 24 年 9 月から定期予防接種化された不活化ポリオワクチンに対する財政支援を行うこと。

(3) 病院の耐震化補助金について、現行制度は補助単価等に限度額があり、大規模な改築を行う場合、財政規模の小さい自治体においては財源確保が困難であるため、制度を拡充すること。

### 3 がん対策の推進

(1) 国の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の検診委託条件を緩和し、肺がん・胃がん検診の開業医への委託ができるよう国に働きかけること。また、がん検診受診対象者の中には、治療中の者や検査を受けた者が含まれており、正確な対象者となっておらず、職域の人間ドックの受診者まで反映できていないため、受診者の実態を把握できるよう県において支援や調整をすること。

(2) がん検診推進事業（乳がん、子宮頸がん、大腸がん）を単年事業とせず、継続的な事業とすること。



#### 4 介護保険制度について

(1) 介護保険制度の抜本の見直しを行い、公費負担割合を引き上げ、保険料、利用料を低く抑えるとともに、制度の地域間格差を生じることがないように国に強く働きかけること。また、保険料負担とサービスの公平化の観点から、介護保険財政の広域運営等、制度の抜本の見直しを行うこと。

(2) 特別養護老人ホームやグループホームでは「個人の自立を尊重したケア」を実現するため、ユニット型個室の整備を進めているが、居住費にかかる利用者負担が重いことから、低所得者が利用しやすくなるよう制度を拡充すること。

5 国民健康保険事業の安定した運営を確保するため、制度の構造的な問題を踏まえて、事業運営の広域化や財政基盤強化を早期に実現するとともに国に対しても負担拡充を働きかけること。

6 県からの権限移譲によりそれぞれの市町の福祉事務所が行っている生活保護業務について、小規模自治体ではケースワーカーなどの人員確保が年々厳しくなっているため、人材確保対策と財政支援をするとともに市町の区域を越えて広域的に業務の共同処理ができるよう検討すること。

7 離職により住居を喪失した者に対して、公共職業安定所の斡旋により住居が確保され、同時に生活保護が適用された者については、その全額を国または都道府県の負担となるよう国に働きかけること。また、当該被保護者を「福祉から就労」支援事業の支援対象者として、可能な限り受け入れが行われるよう国に働きかけること。

- 8 老人保健事業推進費等補助金（原爆分）について、被爆者を多く抱える自治体に対して十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

### 3 生活環境の整備促進について

地域住民にとって真に快適で安全な生活環境づくりを促進するため、下記の事項について積極的かつ適切な措置を講じること。

- 1 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の早期改正により、対象製品に係るリサイクル料金を販売価格に含めるよう国に働きかけること。
- 2 小型浄化槽設置整備事業の県費補助について、新築物件を再度補助対象とすること。
- 3 社会資本整備総合交付金（下水道長寿命化支援制度、浸水対策事業）について、地域の実情に即したまちづくりを推進するためにも予算の確保を国に働きかけること。
- 4 県が管理している公園について、子どもが遊ぶことができるよう遊具等の施設を整備するなど、地域の実情に応じて有効利用すること。
- 5 日常生活航路の安定的維持・確保のため、補助制度等の拡大や新たな支援制度の創設等、積極的な措置を講じるとともに、国に対しても強く働きかけること。
- 6 次の事項について、地域交通対策を推進すること。
  - (1) 地域住民の生活に必要不可欠であり、最も身近な交通機関である地方バス路線、コミュニティバス路線に対し、安定的に維持できるよう、抜本的な対策を検討するとともに恒久的な支援措置を講じること。

(2) 住民生活に直接影響を与える公共交通の維持運営のため、運行以外の事業（予約センターの管理運営等）に対する補助制度を創設すること。

(3) 定時定路線バスやスクールバスは、所管する省庁で法規制の要件が異なるため、地域の実情に即して柔軟な対応ができるよう法規制の緩和を国に働きかけること。

(4) バス停留所等の建設について、地域の実情に応じて自由に設置できるよう県の設置基準を緩和すること。

7 地上デジタル放送の難視対策として設置した施設の整備後の維持管理費のうち、電柱利用料等については、その一部が国の助成対象とされたところであるが、引き続き利用者や町の負担を軽減するため、ケーブルテレビ等の整備後に生じる経費も含め、一層の財政措置を講ずるよう国に働きかけること。

8 東日本大震災の災害廃棄物の広域処理に関しては、住民不安を払しょくし、地方自治体が安心して受けられる環境整備が必要であり、特に放射性物質を含む災害廃棄物については、その安全性の基準についての根拠を示し、住民の理解、信頼が得られる説明をするとともに国に対してもこれらの対応を強く働きかけること。

9 ゴミの不法投棄を防止するため、国道及び各県道の不要な車両待避所を閉鎖すること。

10 地域情報化の推進について

(1) 情報通信利用環境整備推進交付金については要件を緩和し、施設整備単独での交付金制度とするよう国に働きかけること。

- (2) ブロードバンド環境整備について、中山間地に対する起債対象事業を拡充するとともに今後の定住施策や中山間地対策として県独自の交付金制度を創設すること。

## 4 教育行政の充実強化について

将来を担う子どもたちを心豊かにたくましく育成するため、下記の事項について適切な措置を講ずること。

- 1 学校施設の耐震化を促進するため、国庫補助単価と実際の工事単価との格差を解消し、実態に応じた補助単価を設定すること。
- 2 登下校中の交通事故の防止など、通学路の安全確保の整備に対する補助制度を創設すること。
- 3 公立小・中学校において、子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな教育が適宜適切に実施できるよう、次の事項について積極的な措置を講じること。
  - (1) スクールカウンセラーについて、配置校以外でも指導が可能となるよう制度の弾力化を図ること。
  - (2) 特別な支援を必要とする子どもについて、それぞれの教育的ニーズに応じた指導・支援を行うため、特別支援学級の教職員定数を見直すこと。
- 4 財政基盤がぜい弱な中山間地域の自治体においては、学校統廃合による新たな財政負担の増加が喫緊の課題となっていることから、次の事項について積極的な支援措置を講じること。
  - (1) 統廃合により廃校となった学校跡地の施設を生涯学習施設や防災拠点施設等として有効活用するため、耐震改修費用に対する財政支援制度を創設すること。
  - (2) 県立高等学校再編整備基本計画における学校の統廃合にあたっては、中山間地域の中学生の進路選択を狭め、人口流出によ

る地域の疲弊を加速させる懸念があるため、基本計画を再考し、地域の教育機関の中軸である県立高等学校を存続すること。

- 5 学校施設整備に係る補助事務について、少しでも早い工事の発注ができるよう手続きを行うこと。

## 5 道路等の整備促進について

均衡ある道路網の整備や社会基盤の整備を促進するとともに、安全・安心で暮らしやすい地域基盤を創造するため、下記の事項について強力に推進すること。

- 1 社会資本整備総合交付金を初めとする道路整備に関連した交付金について、従来以上の予算を安定的に確保するよう国へ働きかけるとともに、県においても町の事業が着実に実施できるよう配慮すること。
- 2 交通状況に応じた道路となるよう、国道の整備および改良を促進すること。また、事業が凍結されている路線については早期に着手し、事業中の路線についても事業を着実に推進するよう国に働きかけること。
- 3 地域間の連携を図る広域的な道路ネットワークの形成および一般道の渋滞緩和のため、高規格幹線道路および地域高規格道路を早期に整備すること。
- 4 渋滞緩和のための道路や安全な通学路、災害時の避難路など、住民生活に密着した道路の整備、改良を促進すること。
- 5 農業農村振興のため、計画に基づく広域農道を着実に整備すること。
- 6 歩道の整備や信号機の増設など、交通安全施設の整備を一層強化充実すること。



- 7 市街地域等、道路沿線の一体的な整備を促進するため、広島市東部地区連続立体交差事業および関連事業を促進すること。
  
- 8 道路周辺環境の保全と事故防止のため、県道および県が管理する国道の舗装について、計画的に補修すること。

## 6 防災施策の推進について

災害対策の充実と危機管理体制の強化を行い、安全・安心で災害に強いまちづくりを実現するため、下記の事項について防災施策を総合的かつ強力に推進すること。

- 1 河川の氾濫による洪水災害を防止するため、周辺住民の生活環境・自然環境に十分配慮しつつ、河川整備計画に基づく河川・護岸改修を促進するとともに、計画的な浚渫等の維持管理を行うこと。
- 2 海面上昇による異常潮位や台風による高波、高潮被害に備え、河川河口部や海岸における高波、高潮対策を促進すること。
- 3 土砂災害から住民の生命・財産を守るため、砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業を促進すること。
- 4 多様化・高度化する通信需要に対応する防災行政無線のデジタル化推進のため、県独自の財政支援を講ずること。
- 5 消防団員数を確保するため、市町が実施する消防団への入団促進等に対する支援を強化すること。特に、消防団協力事業所に対する支援策を講ずること。

## 7 地域産業等の振興について

地域産業等の振興を図るため、下記の事項について積極的な措置を講じること。

- 1 農業振興対策を推進すること。
  - (1) 国が制度化している就農支援資金制度を活用できるよう県において事業化すること。
  - (2) 認定農業者制度について、農業用機械等を新たに導入するなど規模拡大を行う認定農業者に対して、リース契約も補助対象とするよう制度の拡充を国に働きかけるとともに県においても同様の制度を創設すること。
  - (3) 普及指導員の市町派遣制度を創設すること。
  - (4) 農地・水保全管理支払交付金（共同活動支援交付金・向上活動支援交付金）について、希望するすべての地区・集落が制度を活用できるよう予算の確保を国に働きかけること。
- 2 有害鳥獣被害が依然増加傾向にあるため、補助事業を強化する等、継続的に支援をするとともに捕獲報奨金への財政支援制度を創設すること。また、国に対しても同様に働きかけること。
- 3 新植事業の補助制度創設を国に働きかけるとともに県においても制度を拡充すること。
- 4 森林の有する公益的機能を維持し、保全を図るため、松くい虫防除対策等関連施策を充実するとともに松くい虫被害跡地について、水源林機能の回復を支援する制度を創設すること。

## 8 観光振興施策の推進について

地域の資源を有効に活用し、地域の活性化を図るため、下記の事項について適切な措置を講ずること。

- 1 「瀬戸内 海の道構想」に則り、年間を通じての活用が難しい海水浴場を貴重な観光資源として有効に活用するため、大型遊具やレストハウス等の集客施設の設置費について、財政的に支援すること。
- 2 過疎地域特有の地域資源を有効に活用し、観光対策やグリーンツリズム等による都市との交流を促進するため、次の事項について積極的に支援すること。
  - (1) 過疎地域の雇用の創出や産業の構築を維持するため、過疎地域自立促進特別措置法により製造業や旅館業、情報通信技術利用事業のみ適用される特別償却を、観光産業部門も適用されるよう国に対し強く働きかけること。
  - (2) 「山・海・島」体験活動推進事業が、平成 24 年度で終了するのに伴い、幅広い体験活動が可能となるような新たな事業を創出すること。
  - (3) 農山漁村生活体験ホームステイ実施に係る受入対象を修学旅行に限定せず拡大すること。
- 3 国定公園であり日本百景にも選ばれている帝釈峡の遊歩道の通行止め区間について、早急に崩落・安全対策を実施するとともに、国に対しても支援を要請すること。また、帝釈峡の観光資源としての魅力向上に関して支援策を講ずること。

## 9 新たなエネルギー施策の推進について

東日本大震災を機に、火力、原子力が主力となっている従来のエネルギー構造からの転換が社会的な要請となりつつあることから、下記について積極的に取り組むこと。

- 1 森林や河川、太陽光などの多様な自然資源を利用した新エネルギー・省エネルギー施策を推進するため、積極的な支援を行うとともに、国に対しても強く働きかけること。
- 2 昨年度に延長された電源立地地域対策交付金制度の水力交付金相当分について、交付金額が減額となったため、交付金額を従前の額に復元するよう国に強く働きかけること。

また、水力発電は今後の電力供給源として重要な位置づけとなるものと見込まれるため、水力発電施設立地地域対策の基本法を制定するよう国に強く働きかけること。

